

令和6年度指定管理業務に関する事業報告書（特養）

施設名 京都市久世特別養護老人ホーム

1 施設の管理運営

【開所時間】365日24時間
 【利用定員】特別養護老人ホーム定員50名 ショートステイ定員4名
 【施設運営】
 ○ 地域包括ケアシステムを構築するための基幹施設として、在宅高齢者に対して特養と同等のサービスを提供する「在宅特養」を取り組み、6年目に入りました。
 在宅特養実現のために特養から在宅復帰できないか入所者を毎月1名づつ取り上げ、今年度も継続して検討を行いました。
 実際に一名の特養入所者が毎月自宅への外泊を行い、徐々に外泊の日数を伸ばせた為、ご自宅へ帰宅される日まで決まりましたが体調不良のため叶いませんでした。ただ、今回の事例を通し施設サービスと在宅サービスが密接に連携が取れ、各サービスのご利用者に対する支援の目標が明確になり施設と在宅を一体的に考える事が出来たので、今後もこの取り組みを継続したいと考えております。
 今までより一層、地域包括ケア実現に近づく事が出来たと考えています。
 ○ 特別養護老人ホームとしてISO9001認証取得（品質マネジメントシステムに関する国際規格認証）を、令和6年度も更新審査を受けるとともに、久世ホーム全事業においてISO9001を取得しております。
 ○ 感染症蔓延を防ぐため、ビジネスチャットを活用し情報共有を行い、万一感染症が発生した場合に感染症対策物品を備え、研修を実施しました。
 【建物管理】
 ○ 施設での事業開始から26年が経ち、今年度は消化補給水槽の工事を行いました。
 ビルメンテナンス専門業者に依頼し、建物の定期点検を実施するとともに、施設の経年劣化に伴う修繕にも力を入れ、美観を損なわないよう維持管理に努めています。
 ○ 緊急時や非常災害時に、施設管理者や役職員に連絡、招集が取れる体制を整えています。また防犯対策として警察への非常通報装置や防犯カメラを設置してしており、不審者や暴漢への対策を行っています。
 【地域交流】
 ○ 敷地の南側をドッグランとして整備し、地域交流スペースとして無償開放しています。また月一回イベントを行い地域の方同士の交流が持てるように取り組んでいます。

2 事業実施内容

（1）指定管理業務（本来業務：特別養護老人ホーム）
 ○ 社会福祉法人清和園の理念に基づき、福祉サービスの拠点として地域と共に歩み、誰もが安心できるくらしづくりを目指すとともに、個性性を重視した専門的な福祉サービスの提供を行うことを基本方針とし、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施設サービスを提供する。
 ○ 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
 ○ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 ○ 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。
 ○ 施設サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行う。
 ○ 施設は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（2）指定管理業務（企画提案業務：指定管理者が提案し、施設内で実施している業務。例：配食サービス）
 ○企画提案業務
 京都市配食サービス事業の委託運営

自主事業の実施状況は、以下の通り。
 ・自動販売機の設置

3 サービス提供状況

【職員体制】
 施設長1名 副施設長1名
 【施設コーディネイト課】事務員2名、生活相談員1名、産業医1名、用務員2名
 【長期介護サービス課】介護職23名、看護職3名、機能訓練指導員1名、嘱託医1名、管理栄養士1名、介護支援専門員1名 ※調理部門は業務委託
 【配食】

再委託の実施状況（協定書に明記のない再委託業務）は、以下の通り。（例：給食調理業務）
 厨房業務、敷地内剪定業務

4 市内中小企業への発注に対する考え方

地域の中の施設であるという考えのもと、地域との結びつきを強め、互いに協力できる体制をつくるため、地域の中小企業や個人商店が当施設との取引の中で持続的に発展できるようにしていきたいと考えている。

5 施設の利用状況(本来業務に係る施設の稼働率、利用者数、事業参加者数など)

(1)特別養護老人ホーム稼働率（実績値）

①令和6年度実績値	98.3	%
②令和7年度目標値	99.9	%

(2)特別養護老人ホーム年間延べ利用者数（実績値）

①令和6年度実績値	19,388	件（うち、ショート分 3,311件）
②令和7年度目標値	19,690	件（うち、ショート分 2,920件）

(3) 収支実績

ア 本来業務（特別養護老人ホーム）

令和6年度収入状況及び支出の状況（単位：円）

介護保険収入	214,209,185
利用料収入	38,801,617
委託料収入	16,500
補助金収入	1,284,321
寄付金収入	0
雑収入	42,300
その他	105,000
収入計	254,458,923

人件費	183,352,941
事業費	84,136,475
委託費	23,877,891
小額修繕費	9,965,470
その他	29,378,311
支出計	330,711,088

イ 企画提案業務1（配食）

令和6年度収入状況及び支出の状況（単位：円）

介護保険収入	
利用料収入	11,951,590
委託料収入	11,655,974
補助金収入	
雑収入	23,831,660
その他	1,074
収入計	47,440,298

人件費	15,319,839
事業費	39,804,441
委託費	2,007,357
その他	
支出計	57,131,637

オ 令和6年度自主事業（自動販売機）に関する収支状況（単位：円）

収入	0
支出	6,153
収支状況	-6,153

6 施設の利用者満足度の把握

(1) 利用者満足度の把握状況

- ☐ ご本人、ご家族を交えたサービス担当者会議の実施（毎月）
- ☐ 満足度調査の実施（利用者、家族）
- ☐ 利用者嗜好調査の実施（利用者）
- ☐ ご意見箱の設置

(2) 利用者満足度把握の結果

- ☐ 職員はいつも笑顔で対応していますか、940%の方が満足
- ☐ 職員の言葉使いは丁寧ですか、100%の方が満足
- ☐ 職員の服装・身だしなみは清潔感がありますか、100%の方が満足
- ☐ 馴れ馴れしいと感じたことはないですか、100%の方が満足
- ☐ 意見は言いやすいですか、100%の方が満足
- ☐ ご利用者の身だしなみは清潔に保たれていますか、89%の方が満足
- ☐ 服装は入居者の方の希望や個性に配慮されていますか、84%の方が満足
- ☐ 理美容は入居者の方の希望や個性には配慮されていますか、94%の方が満足
- ☐ 館内は清潔に保たれていますか、94%の方が満足
- ☐ 匂いが気になることはありませんか、100%の方が満足
- ☐ サービス計画書内容についての説明を受けていますか、89%の方が満足
- ☐ 希望をサービス計画書の内容に盛り込んでありますか、89%の方が満足
- ☐ サービス計画書はわかりやすいものになっていますか、89%の方が満足
- ☐ 施設での催しや行事は楽しめるものになっておりますか、50%の方が満足
- ☐ 入所時の契約書の説明はわかりやすかったですか、95%の方が満足
- ☐ 感染症対策やコロナ禍に配慮した対応がされていますか、95%の方が満足
- ☐ 利用料金の満足度、94%の方が満足
- ☐ サービスを利用した全般的な満足度、88%の方が満足

(3) 意見等への主な対応状況

満足度調査、嗜好調査、サービス担当者会議や在宅復帰会議により、把握できたご意見、ご要望を職員で検討し、改善策、改善期間を調査結果として施設内に掲示。
「久世ホーム白書」として、パンフレットを作成し、利用者、事業所に配布している。

7 その他特記事項

(1)

- ☐ 学生・実習生、インターンシップの受入れ
昨年度に引き続き、社会福祉士の現場実習や保健師・管理栄養士の現場実習を行いました。
- ☐ インターンシップについては、1日体験として、福祉専攻の学生、専門外の勉強をしている学生問わず、積極的に受け入れを行っています。実際の現場を見てもらえることで、介護の仕事に対するイメージを良い意味で変えていただくことが出来ております。また受け入れる環境として、職員の学びにも繋がっています。

(2)

配食サービス「くぜごはん」の昼食の価格を390円で提供。より利用して頂きやすい様、物価高騰もありますが同じ金額で提供することで利用者負担が軽減できるようにしてきました。夕食の配食では、翌朝の朝食用としてパンとジュースを付け、またあわせてデイサービスでの持ち帰り弁当を実施し、独居や高齢者世帯のご利用者の食事の確保を行っています。ロコミでの紹介も多く送迎範囲も都度検討しながら、より利便性を向上させました。現状の厨房のハード面では、これ以上の食数提供が難しく、希望される利用者に待機して頂いている状況です。そのため、食の安全や食事メニュー等の質の向上のみならず、配達員の配達サービスの向上に努めていきます。

8 評価（指定管理者自己評価）

○ 特別養護老人ホームとしてISO9001認証取得（品質マネジメントシステムに関する国際規格認証）の更新審査を受け、久世ホームで実施しているすべての事業においてISO9001の認証を取得しております。これにより、サービス提供を行うための業務プロセスの維持、改善を図ると共に指定管理施設としての信頼性、信用の向上につながったと考えております。

○ 令和7年2月に「社会福祉法人清和園 もの忘れクリニック」が併設いたしました。特養に入所されており認知症症状のある利用者も受診を行うことによって、不穏症状の改善もみられ、より安楽に過ごしていただくことができました。

○ 毎月1回の施設全体研修会を行い、サービスの向上のための研修や倫理、接遇、マナーの向上、障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についての研修を実施いたしました。障害のある方々が、ない方々と同じように権利を使えるようにするためにはどのような合理的配慮が必要かを考え、差別的な行為とならないかどうかについて文書開催ではありますが、職員に注意喚起や理解を求めました。また実際に対応がうまくいかなかった職員については、その都度個別に話し合いを行っています。

○ 高齢者が情報を得やすくするために、久世ホームで実施している事業や取り組んでいるサービスを法人ホームページでやInstagramなどのSNSでの情報発信を行うとともに、広報誌等の紙媒体での情報提供を行い、より幅広く情報発信に努めました。

尚、収支については、一人でも多くの方にご利用いただいた結果、安定した収入に繋がっております。本体施設の特養に支出案分の割合が多く乗る関係がありますので、施設全体として収支状況を見ていただけたらと思います。

今後、更に進んでいく高齢化に向け、指定管理者、地域福祉の拠点施設として地域包括ケア実現に向け努力して参ります。

令和6年度指定管理業務に関する事業報告書 (地域包括支援センター併設の居宅介護支援又は、老人介護支援センター)

施設名 京都市久世居宅介護支援事業所

1 施設の管理運営

指定管理業務（京都市老人介護支援センター条例に規定する地域包括支援センターに併設の居宅介護支援又は老人介護支援センター）
【開所時間】365日 9：00～18：00
【施設運営】
○ 各々のケアマネージャーが、『在宅特養』の利用者の在宅生活の限界点を高めるという事を念頭に置いたプランニングを行うことができ、利用者の在宅生活の限界点を高める為に施設内全事業が連携し前年度よりも質の高いサービスを迅速に提供する事が出来ました。

○ 「在宅特養」の認知が広まることに伴い、居宅の依頼が増えており、他居宅から当居宅介護支援事業所への利用者移行も増えている。また、令和6年度より、要支援の利用者も直接契約できることになり、これにより2事業所合算で令和6年3月実績667件から令和7年3月実績750件となり年間83名の利用者を新たに担当する事が出来ました。

2 事業実施内容

指定管理業務（京都市老人介護支援センター条例に規定する地域包括支援センターに併設の居宅介護支援又は老人介護支援センター）
○ 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」、「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
○ 事業所は、利用者が要介護状態等となった場合その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して支援を行う。
○ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行う。
○ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
○ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。また地域包括支援センターより支援困難な事例や中重度者事例の紹介を受けた場合においても十分な連携を図るよう努める。
○ サービスの提供に当たっては、要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行う。要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を講ずる。
○ 事業所は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な支援を行う。また、被保険者が要介護認定等の申請を行われているか否かを確認しその支援も行う。
○ 事業所は、保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行う。

3 施設の利用状況(本来業務に係る施設の稼働率、利用者数、事業参加者数など)

(1) 収支実績

本来業務		令和6年度収入状況及び支出の状況		(単位：円)
介護保険収入	90,404,055	人件費	70,871,839	
利用料収入		事業費	2,899,495	
委託料収入		委託費	0	
補助金収入	263,562	小額修繕費	0	
寄付金収入		その他	2,236,478	
雑収入		支出計	76,007,812	
その他	81			
収入計	90,667,698			